

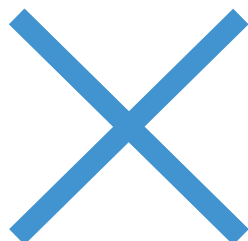
「医療機関の親睦行事」への差し入れ



医療機関の親睦行事の出席依頼を受けましたが、あいにく社内会議の予定があり都合が悪く参加できないので、ビールの差し入れをしようと考えていますが、よろしいでしょうか？



回答



行事協賛に当たるような物品提供は、規約第3条に定める「医療機関等に対し、医療用医薬品の取引を不当に誘引する手段として、景品類を提供してはならない」に違反することになります。

医療機関等の親睦行事に対して物品を提供する行為は、「社会的儀礼」や「少額・適正な景品類」に該当する物品の提供とは言えず、本来の趣旨から逸脱したものと判断されます。